

SBSグループ役職員の皆様へ

SBSグループ保険 傷害保険コース

のご案内とご加入のおすすめ

◆ 傷害総合保険 ◆

団体割引 **20%**適用
(※加入者 1000 名以上の場合)

保険期間 : 2025年10月1日～2026年10月1日

この制度の特長

- ◆24時間、日本国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガが補償の対象となります。
お仕事中、レジャー中、ご在宅中などを問わず、事故によるケガを補償します。
- ◆入院保険金・通院保険金は1日目から日額補償します。
ケガで入院、通院した場合などに1日目から日額補償します。
- ◆地震などによるケガも補償します。
地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でケガをした場合も補償します。
- ◆ご自身のケガだけでなく、他人に対する損害賠償責任を補償します。
自転車運転中に歩行者に衝突し、大ケガを負わせてしまった場合などの損害賠償責任を補償します。
- ◆外出中の偶然な事故により損害が生じた持ち物も補償します。
自宅外での持ち物の偶然な破損・盗難事故を補償します。【おてがるプランは対象外です】
- ◆団体契約なので、個別でご加入いただくよりも**割安**です。
加入者 1,000 名以上の場合： 団体割引 20 %適用

保険金をお支払いする主な場合

●ご自身のケガの補償

国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。

●物の損害の補償

住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合に保険金をお支払いします。
【おてがるプランは対象外】

運行中の自転車、自動車などとの衝突・接触などの交通事故によりケガをした場合

お仕事中に落下物によりケガをした場合

スキーなどのレジャー中に転倒しケガをした場合

外出中の偶然な事故によりカメラやバック、腕時計などの持ち物に損害が生じた場合(携帯電話など一部対象外の物があります。)



●他人に対する損害賠償責任の補償

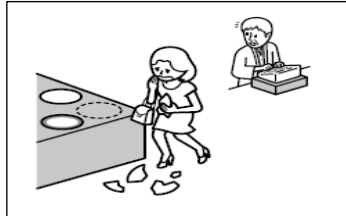
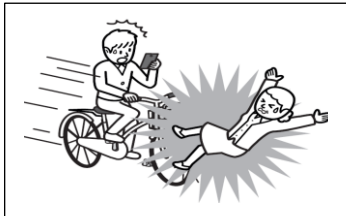
国内外を問わず、次のような偶然な事故により他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車などを運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。〈示談交渉サービス付き(国内のみ)〉

自転車で走行中、歩行者に衝突し、重傷を負わせた。

ショッピング中、店の商品を誤って壊してしまった。

飼い犬が散歩中に通行人にかみつキケガをさせた。

駐車中の高級車に自転車で接触し、キズを付けてしまった。



【自転車による賠償事故事例】

出典：一般社団法人 日本損害保険協会

判決認容額(※)	事故の概要
9,521 万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車から直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779 万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

おすすめプラン

▶この保険は契約者をSBSホールディングス㈱、被保険者をSBSグループ各社の役職員およびそのご家族とする団体契約です。

▶**団体割引:20%適用**

(下表は、保険期間開始日時点の加入者数が1,000名~4,999名で団体割引20%を適用したものです。実際の加入者数がこの範囲外となった場合は、死亡・後遺障害保険金額で調整させていただきます。)

▶地震・噴火・津波危険補償特約セット

▶保険期間:2025年10月1日~2026年10月1日

【個人向けプラン】

保険金額/おすすめプラン	個人1プラン	個人2プラン
死亡保険金	300万円	500万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	12万円~300万円	20万円~500万円
入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	3,000円	5,000円
手術保険金 (1事故につき1回)	3万円(入院中) 1.5万円(入院中以外)	5万円(入院中) 2.5万円(入院中以外)
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	1,500円	2,500円
被害事故補償 (1事故につき)	1,000万円限度	1,000万円限度
個人賠償責任補償 (1事故につき)	1億円限度	1億円限度
携行品損害補償 (自己負担額3,000円)	20万円限度	20万円限度

月払保険料 職種級別 A	1,370円 (コード:11A)	2,060円 (コード:12A)
月払保険料 職種級別 B	1,880円 (コード:11B)	2,910円 (コード:12B)

【おてがるプラン】

保険金額/おすすめプラン	おてがるプラン
死亡保険金	200万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	8万円~200万円
入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円
手術保険金 (1事故につき1回)	2万円(入院中) 1万円(入院中以外)
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	1,000円
個人賠償責任補償 (1事故につき)	1億円限度

月払保険料 職種級別 A	760円 (コード:31A)
月払保険料 職種級別 B	1,100円 (コード:31B)

【家族向けプラン(家族型)】<被保険者>本人、配偶者、親族^(※)

(※)本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

(注)親族の保険金額は**全員同額**です。

保険金額/おすすめプラン	家族1プラン	家族2プラン
死亡保険金	300万円	500万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	12万円~300万円	20万円~500万円
入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	3,000円	5,000円
手術保険金 (1事故につき1回)	3万円(入院中) 1.5万円(入院中以外)	5万円(入院中) 2.5万円(入院中以外)
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	1,500円	2,500円
死亡保険金	200万円	300万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	8万円~200万円	12万円~300万円
入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円	3,000円
手術保険金 (1事故につき1回)	2万円(入院中) 1万円(入院中以外)	3万円(入院中) 1.5万円(入院中以外)
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	1,000円	2,000円
被害事故補償 (1事故につき)	1,000万円限度	1,000万円限度
個人賠償責任補償 (1事故につき)	1億円限度	1億円限度
携行品損害補償 (自己負担額3,000円)	20万円限度	20万円限度

月払保険料 職種級別 A	3,520円 (コード:21A)	5,440円 (コード:22A)
月払保険料 職種級別 B	4,030円 (コード:21B)	6,290円 (コード:22B)

【オプション】※すべてのプランにセット可能ですが、家族向けプランにセットした場合でも被保険者本人のみ補償対象です。

ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約	保険金額 50万円限度	月払保険料 +600円
--------------------------	----------------	-----------------------

【職種級別適用例】

職種級別 A	事務職、営業職、倉庫内梱包作業、荷物運搬作業(フォークリフト使用)、産業廃棄物回収業者、主婦、学生、幼児 など
職種級別 B	ドライバー(助手を含む)、建設作業、農林業業者 など

■自動更新のお知らせ

前年度ご加入（継続）の方につきましては、加入依頼者または引受保険会社からの特段の意思表示がない限り自動継続されます。継続辞退や補償内容の変更、契約情報の変更をご希望の場合は、お申し出ください。

（前年と同等の内容で継続の場合は手続き不要）

新規加入の場合は、次年度より、加入依頼者または引受保険会社からの特段の意思表示がない限り自動継続となります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
東京企業営業部 営業第一課

TEL. 03-6895-2900
午前9時～午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは下記取扱代理店まで
SBSファイナンス株式会社

〒160-6125 東京都新宿区西新宿 8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー 25階
TEL. 050-1741-4507
午前9時～午後6時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
<https://www.sbs-finance.jp/>

補償内容

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)医師の指示により、保険の約款に定める部位(長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	など
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人(保険申込書の被保険者欄に記載の方)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任
被害事故補償特約	被保険者が犯罪やひき逃げによりケガをした場合に、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 治療費や休業損害、逸失利益、精神的損害、将来の介護料、葬儀費などの損害の額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。(1事故につきご契約の保険金額限度) (注)損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金など)がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●被害事故のほう助、容認、誘発 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
地震・噴火・津波危険補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 死亡・後遺障害・入院・手術・通院の保険金	-

<p>携行品損害補償特約(再調達価額補償型)</p>	<p>被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは合計5万円)を限度として、再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)で算定した損害の額または修理費をお支払いたします。(再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)</p> <p>(注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 ●ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (注2)貴金属などは、時価額により算定します。 (注3)自己負担額(1事故につき 3,000円)があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 [日本国内のみ補償]</p>	<p>被保険者が、アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルバトロスの達成により、慣習として支出する贈呈用記念品購入費用(※)、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用などの実費をお支払いたします。(1事故につきご契約の保険金額限度) (※)貨紙幣、商品券、プリペイドカードなどは対象外となります。ただし、達成記念として特で作成した商品券およびプリペイドカードは対象となります。</p> <p>(注1)日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上(ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。)と、パー(基準打数)35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。 (注2)保険金のお支払いには、次のすべての方が署名・捺印した引受保険会社所定の証明書のご提出が必要となります。 ●同伴競技者 ●ゴルフ場の責任者 ●ゴルフ場所属の競技同伴キャディ(競技同伴キャディがない場合は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目指したゴルフ場の従業員など) (注3)同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が経営するゴルフ場または勤務するゴルフ場でのホールインワンまたはアルバトロス ●ホールインワン・アルバトロス達成を証明する引受保険会社所定の書類などを提出できない場合 ●ゴルフの競技または指導を職業としている者が達成した場合 <p style="text-align: right;">など</p>

(注)「個人賠償責任補償特約」における被保険者(保険の対象となる方)の範囲は次のとおりです。

- ①本人 ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子
- ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

◆ご契約にあたっての注意事項

「個人賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。